

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 30 年度定時評議員会議事録要旨

1. 開会場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開始日時 平成 30 年 6 月 20 日（水）14 時 30 分～16 時 40 分
3. 評議員現在数及び定足数
現在数 19 名、定足数 10 名
4. 出席評議員数 17 名
（出席）安部俊朗、蒲生恵美、北島秀明、橘本賢次郎、佐藤良也、椎橋良太郎、清水秀樹、白神俊典、鈴木恭蔵、宗林さおり、鶴田康則、成松義文、原孝博、松井睦子、武藤正樹、森田邦雄、若尾修司
（欠席）徳山陽滋、埴雅明
（出席監事）松田紘一郎
（出席理事）下田智久
5. 議案 第 1 号議案 平成 29 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 平成 29 年度収支決算（案）に関する件
第 3 号議案 監事監査報告
第 4 号議案 役員改選に関する件
報 告 1. 旅費規程の改定について
2. 業務執行状況報告
・機能性表示食品の軽症者データの取扱に関する調査・検討事業の概要
6. 議 事
（1）開会宣言・定足数の確認
議長から開会宣言があり、議長の要請により、事務局長から定足数の充足の報告があった。
（2）議事録署名人選任
議事録署名人として、安部評議員、北島評議員の 2 名が選任された。
（3）議案の審議状況及び議決結果
第 1 号議案平成 29 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案平成 29 年度収支決算（案）に関する件
第 3 号議案 監事監査報告
議長の求めに応じて、総務部長より第 1 号議案平成 29 年度事業報告（案）、事務局長より第 2 号議案平成 29 年度収支決算（案）に関する件について併せて資料に基

づき説明があった。

平成 29 年度事業報告(案)に関する件については、主な点として、総務部関係は、理事会、評議員会の開催及び会員、関連団体に関する事業、食品保健指導士養成講習会の実施と同資格の認定事業、及びフォローアップの事業、内閣府への報告・届出業務、人事・会計・庶務業務、施設管理に関する業務の他、九州支部の運営支援、また、収益事業として協会施設の賃貸業務、及び関係団体の事務代行業務等を実施した。

健康食品部関係については、認定健康食品(JHFA)マークに関する事業においては認定事業のほか、認定健康食品(JHFA)マーク普及啓発体制強化の一環として、東京都から委託された東京都健康食品データベースの登録作業を完了し、今後、更に相互協力体制確立していくこととした。また、日本生活協同組合連合等、消費者団体、事業者と認定健康食品(JHFA)マークの紹介、普及啓発についての意見交換を行った。

GMP 製造所認定等に関する事業においては認定事業のほか、平成 29 年度は、国の HACCP 制度化への対応のため健康食品事業者向け HACCP 導入手引書を平成 29 年度農林水産省の補助金交付を受け作成した。なお、平成 30 年度は厚生労働省の承認を経た上で、手引書を当協会会員企業に配布し、東京・大阪・福岡で書説明会を開催する予定である。また、「これからの健康食品 GMP を考える会」については、議論の報告書をまとめホームページ、メルマガを通じ周知を図るとともに、GMP 普及セミナーにおいて参加者に配布した。

健康食品安全性自主点検認証に関する事業においては認証事業のほか、平成 29 年度は、一昨年から取り組んでいる健康食品の安全性に関する普及啓発および情報提供の一環として、事業者による自主的取組みの推進、情報収集能力向上に向けて実務者向けのセミナーを開催した。

表示広告相談事業においては、健康食品等の表示広告の適正化の推進のため、平成 29 年 7 月に表示広告相談室を立上げ、当協会の会員限定で表示広告の無料相談を試行的に行った。また、消費者庁、公益社団法人日本広告審査機構からも講師を招き表示広告セミナーを開催した。

機能性食品部関係については、平成 29 年度は機能性表示食品の届出支援業務について事業者からの個別の依頼はなかったが、機能性表示食品制度に関する専門相談については、延べ 128 件の相談に対応した。また、遠方の事業者による届出専門相談の利用促進を図り、平成 29 年 10 月下旬より WEB 会議システムを導入した。農業・食品産業技術総合研究機構から、生鮮食品等の機能性について研究レビューの依頼を受け実施した。

機能性表示食品届出資料検討部会では、機能性表示食品の届出資料の記載不備を削減し、届出の迅速化を促進する目的で届出資料の記載形式を事前点検するチェックリストを作成し、平成 30 年度より開始する届出資料事前点検業務において活用す

ることとした。機能性表示食品広告部会では、機能性表示食品の広告表現の適正化に向けた取組みとして、平成30年度に予定している機能性食品広告審査会の立ち上げ準備と実施に向けて課題を抽出し対策を検討した。

特定保健用食品部関係については、申請支援として、事業者に対して、相談・申請書チェック・事務指導の実施、また、大阪と東京での講習会を開催した。特定保健用食品広告審査会については、審査会を2回実施し、審査結果を当協会ホームページに掲載するとともに、消費者庁、消費者委員会、厚生労働省に報告した。その他、専門部会（技術部会、コミュニケーション部会、広告部会）活動の支援、出張セミナーや市場規模調査を実施した。

栄養食品部関係については、申請支援として相談業務の実施のほか、特別用途食品制度の活用に関する研究会を運営し、日本流動食協会や日本メディカルニュートリション協議会とともに3つの分科会と幹事会を運営した。総合栄養食品分科会では、総合栄養食品の許可基準の見直しについての要望書案を、低たんぱく質食品分科会では、新たな許可区分の追加に関する要望書案をそれぞれ取りまとめた。えん下困難者用食品分科会では、えん下困難者用食品の許可区分の考え方および平成30年4月から施行される、とろみ調整用食品の申請に関する検討を行った。また、特別用途食品制度に対する要望書を消費者庁に提出し、消費者庁から「特別用途食品と誤認されるおそれのある表示について」の事務連絡が発出されたことにより、制度の円滑な実施につながった。流動食や介護食に関し厚生労働省医薬・生活衛生局、保険局、健康局等との意見交換などを目的にした「食についての勉強会」に参画し、総括資料を各局長に提出した。とろみ調整用食品の試験方法に関し国立健康・栄養研究所に提案した。

学術情報部関係については、「健康・栄養食品研究」をオープンアクセスのオンラインジャーナルとして刊行した。健康食品相談業務としては、平成29年度は352件の相談があった。国内外の学術情報の収集、発信としては、IADSA（国際栄養補助食品業界団体連合会）年次総会及びCODEX（国際食品規格委員会）に出席し、関連情報を収集するとともに最新情報を協会ホームページに掲載し会員への情報提供を行った。

渉外広報室関係については、会員への情報発信として、平成29年度より、メールマガジン配信内容を、協会からのお知らせのほか、協会の動きや考え方、また行政や業界の動向等を盛り込み充実を図った。報道関係への対応としては、プレスリリースの発信、マスコミの取材対応、メディア懇談会を開催し報道関係者との意見交換を行った。消費者庁と関係団体との「保健機能食品に関する意見交換会」を平成29年1月から毎月開催。また、厚生労働省と健康食品関係団体との「食品衛生法改正」の中の「健康食品の取扱いについて」の意見交換会を平成29年11月からこれまで7回程度開催している。

平成29年度収支決算（案）に関する件について、経常収益については、3973万円

余の減少となった。主な増減は、「講習会セミナー事業収益」、「GMP 工場認定事業収益」、「GMP 製品承認事業収益」等については増となったが、「受取入会金」、「機能性評価関連事業収益」機能性表示食品の届出支援事業である機能性の研究レビューが減少、「受取補助金等」として前年度は農林水産省からの補助事業の計上があったが当年度はそれより減額の補助事業となったことなどである。

経常費用では、2107 万円余の減少となり、主な増減は、農林水産省からの補助事業関係で前年度多く支出した「旅費交通費」、「印刷製本費」、「広告宣伝費」「会場費」等が減少したことがあげられる。

人件費関連では、約 245 万円余増加となっているが、これは主に表示広告相談に係るアルバイトの増員によるものである。

これらの結果、平成 29 年度は経常増減が△629 万円余となり、前年度に比べ△1866 万円余の減少となった。また、財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は約 86%で、すべて基準を満たしているとのことであった。

第 3 号議案 監事監査報告

引続き、議長の求めに応じて、松田紘一郎監事より平成 29 年度監事監査報告があった。

去る平成 30 年 5 月 24 日（木）に、西本恭彦監事と松田紘一郎監事の 2 名が定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、事務局から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致しており、法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったと監査内容であった。

本案に関して、次の質疑応答があった。

評議員： 事業者が機能性表示食品を消費者庁に申請する際の事前点検業務をしているとのことだが、具体的な件数はどれくらいなのか。また、点検にかかる費用はどれくらいか教えてもらいたい。業務的には届出専門相談の発展型のような形になるのか。

事務局長： 事前点検業務は平成 30 年度事業になるので実績はまだ出ていない。

機能性食品部長： 届出専門相談は部分部分の届出資料の確認等を受けているが、事前点検業務は書類一式をまとめてすべて見るということになる。費用は 1 件につき 35 万円で、協会ホームページに掲載している。

評議員： 健康食品の GMP と HACCP との関係について教えてもらいたい。

GMP は協会の自主基準であり、HACCP はこの度の食品衛生法改正により法制化されるものだが、現在、協会の GMP の認定を受けている工場はどれ

くらいまで審査されているのか。一方、保健所が工場に HACCP の監視に入った場合どれくらいまで審査するものなのか、GMP との境目はどのようになるものなのか、わかる範囲内で説明願いたい。

健康食品部長： この度の法改正で HACCP は義務化されたので、食品に係わる事業者全て対応しなければいけない。当協会は厚生労働省から依頼を受けて健康食品の HACCP の手引書を作成している。基本的に健康食品 GMP は HACCP をかなりカバーしている。GMP をベースに同類化される HACCP に対応するような手引書とした。

事務局長： 補足として、監視に入るのは都道府県の職員で、その人たちも共通にわかるようなものを作っている。「食品衛生管理に関する技術検討会」とオーソライズされたものが出ることになる。

評議員： JHFA マークの許可数が減少しているが、原因はどのようなことか。

健康食品部長： JHFA マーク辞退の理由を確認すると、商品の終売ということが多い。その中で GMP を取得したから JHFA マークを辞退するというものもあるが、それについてはセミナー等で理解が違うということを説明している。

評議員： 特定保健用食品の平成 29 年度の許可数はどれくらいか。

特定保健用食品部長： 平成 29 年度は 55 品目となり少し減少となっている。

議長： 健康食品部の JHFA マークの在り方の議論と制度設計の着手について平成 30 年度に具体的アクションプランを目指すという報告と、日本生活協同連合会、消費者団体、事業者との相互協力体制の構築という報告があるが現在、どのような体制でどのようなアクションプランを立てて行っているのか。議論は、理事会の方達を入れて行っているとか、または外部の方をいれているとか等、状況を教えてもらいたい。

健康食品部長： 現在、協会内で青写真的なものの議論をしている状況で、実際、実行に移すにはマンパワー的に難しいという点で止まっている。今後、協会外の方々とどのように議論していくか考えなければならないと思っているが、協会 OB 等、協会内での議論となっている。

議長： 平成 30 年度に具体的アクションプランを目指すということではなく、実行することにしてもらいたいのが、今のやり方で実行できるのか。JHFA マーク許可数の減少は大きな問題だと前から言っているのだが、安全性認証と GMP 認証と併せて協会のノウハウと蓄積した経験をどう事業に活かしていくのかという点について、もう少しスピーディーに具体的な案を立てていかないといけないのではないかなと思うがどうか。

事務局長： 指摘の通りで、内部で検討をしている状況だが方向性として、これまでは、食品群を指定して規格基準を定め、手挙げ方式でマークを取ってもら

うやり方なのだが、これからは安全性と GMP と品質規格をセットにしてマークを作ってみたらどうかということと、その際に食品群ではなく個別の製品でマークを出すのが良いのではないかとということが議論されている。その後どのようにして普及していくかについて、今後、理事の方々と関係団体の方々と打合せをしながらやっていくことになると思が、ここに来て、食品衛生法改正という問題が出てきて、法改正に伴い、GMP、安全性、品質管理について通知を全部見直すことになり、そのための厚生労働省と関係団体の実務者レベルによるワーキンググループが先週発足した。当協会も入っているが、改定通知は来春発信できるようにしたいという国の方針であり、JHFA マークの見直しもそれに連動する形でやって行きたいと思っている。

議長： いずれにしても、長年の課題なので、来年度アクションプラン作成を目指すのではなく作成を実行してもらい、早い段階で理事会なり評議員会で議論してもらいたい。また来年度も同じ議論にならないようにしてもらいたい。

評議員： 機能性の届出資料事前点検は非常に注目を浴びていると思うのだが、その際、通らないものを無理やり通すことないように願いたい。点検をきちんとしてもらいたい。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り出席評議員全員一致で了承された。

第4号議案 役員の改選に関する件

議長より、この度の役員候補者の選出について説明があった。説明によると、この度は、理事、評議員に関する推薦・選任基準に基づいて役員候補選出委員会で検討するに当たり、全ての候補者の推薦理由を事前に報告してもらい、候補者について役員候補選出委員 5 名で細かく議論し選出した候補者である。本日は、事務局から候補者一人一人を細かく説明をさせてもらう形で進めたいとのことであった。

議長の求めに応じて、総務部長から選出手順と理事、評議員に関する推薦・選任基準等について、配布された資料に基づき説明があった。引続き、理事及び監事候補者（案）の順番に従い、候補者一人一人の細かい説明があった。

議長から、役員候補選出委員会で審議の結果、説明の通り、理事候補者は 23 名（内訳として、団体推薦 13 名、学識 6 名、会員 3 名、消費者代表 1 名）、監事候補者は 2 名で、任期は理事 2 年、監事 4 年とのことであった。

本案に関して、次の質疑応答があった。

評議員： 基本的に、23名の理事候補者についての意見はないが、2点ほど意見がある。1点は、理事改選の手順によると平成30年3月28日に役員候補選出委員会が立ち上がったことになっているが、役員候補選出委員会の役割について公益財団の性格を踏まえて、理事、役員の在り方をもっと議論をしたほうがいいのではないかと。役員候補選出委員会でそのことの議論をしないで理事会に役員候補者リストの作成

を依頼している。私はもっと役員候補選出委員会の中でどんなフィロソフィーをもって理事の選出をするか議論した上で候補者の依頼をする手順が必要だと思う。その点の議長の意見を聞きたい。もう1点、今説明をもらった各候補者の推薦理由で、私が知りたかったのは、推薦理由を役員候補選出委員会でどのように議論したかであり、その結果をまとめて議長の名前で出すべきではなかったのか。

議長： この度の候補者案の作成については従来の手順を踏んで作ったものだが、それだけでは、各補者が適任であるか判断できないので、各人の活動履歴が見えるように推薦母体の業界団体から推薦理由を出してもらった。ただ、一方で業界団体からの推薦でいいのかということについてはいろいろ意見があると思う。理事会というのは業務執行を行う機関であり、業界にかかわっている様々な知見を持っている方を理事として推薦してもらうことはいいと思うが、それをどのように選任していくかということは難しい問題である。私が個人で判断するというよりも、長年業界で活躍してきた方の実績を踏まえて推薦してきた団体の評価は、概ね適正だろうと理解しているので、この度は、従来にも増して細かい略歴、推薦理由を基に5名の委員で議論をした。

この度の役員改選の後、評議員に提案しようと思っていたのだが、来年は評議員の改選、2年後は、また役員の改選になる。私は評議員になり6年目になるが、一度も協会における評議員や理事の役割についてしっかりした議論をしたことが無い。この度の役員改選は、従来形で実施させてもらい、次回以降の役員の改選、評議員の改選について、どのような考えかたで、どのような人たちを候補として選任していくか、また、誰がどのような形で候補者選任の議論をしていくのか、評議員として皆さんの意見を聞いて具体化して行きたいと考えている。7月から8月上旬までに臨時評議員会を開催し、評議員会の在り方、理事会の在り方、また、協会の今後の活動の在り方について検討し取り纏めを行い、今後の具体策として活かしていきたいと考えている。

評議員： 議長の意見に期待する。

評議員： 評議員に関する推薦・選任基準について、平成29年6月2日に決められたとなっているが、これは今回だけのものか、このまま続くのか。

議長： 評議員に関する推薦・選任基準については、毎回使っているものではなく、前回私が評議員会議長としてとり纏めをすることになったとき、文書として曖昧なところがあったので、理事会にルール明確化してほしいと要請し作ったもので、毎回使うかどうかということは決まっていないが、現在はこれがルール化されて使われていると理解している。

評議員： 事務局から説明があったが、私はこれを申し合わせだと思っている。内規だと言っているがそうではないと思う。

事務局長： 議長から要請があり平成29年6月2日の業務執行理事会、理事会の決議

を経て評議員会に報告させてもらったものだ。

佐藤評議員： 文書の位置付けだが、役員選考規程に則って選出していると思うが、その内規になるのか。

議長： 慣習として行ってきたことが曖昧だったので明文化したものだ。

事務局長： 明文化するに伴い、評議員会でも納得したものにするということで、理事会で決議し評議員会に報告したものだ。

議長が意見を求めたところ、他に特段の意見がなく、理事候補者23名、監事候補者2名の氏名を一人ずつ読み上げ、選任を諮った結果、出席評議員全員一致で原案通り選任された。

選任された理事は次の通り。

(再任理事 18名)

阿南 久、石原健夫、板波英一郎、臼杵孝一、大野泰雄、駒村純一、清水 誠、下田智久、鈴木信二、関口洋一、中村 靖、橋本雅男、平野宏一、宮崎修一、森 伸夫、矢頭 徹、山田英生、吉田武美

(新任理事 5名)

泉澤勝弘 (エーザイ (株) コンシューマー h h c 事業部商品開発部 部長)

折井雅子 (サントリーウエルネス (株) 専務取締役)

小杉哲平 (日本ヘルス (株) 代表取締役)

武原正明 (全薬工業 (株) 製品企画部 部長)

脇坂真司 (一般社団法人国際栄養食品協会 専務理事)

(再任監事 2名)

西本恭彦、松田絃一郎

理事の任期は選任された日から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。また、監事の任期は選任された日から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

なお、任期満了による理事退任者6名は次のとおり。

山口喜久二、山本徹、天ヶ瀬晴信、生越直仁、鈴木康夫、武中大輔、

報 告

1. 旅費規程の改定について

議長の求めに応じて、総務部長より本報告について資料に基づき報告があった。

説明によると、この規程の改正は平成30年6月5日開催の通常理事会で承認されたものであり、改正点は条項の追加で、現在、パック旅行割引運賃等については民間及び公務員等広く利用されており、当協会も既に職員の出張等では使用しているが、利用した場合の費用の支弁について今まで規程に謳われてなかったもので、第13条に条項として追加するというものである。

なお、この規程は役員等にも適用されるので、経費節減のためにパック旅行割引運賃等の活用を推奨する。

本報告に関して、次の意見・質疑応答があった。

評議員： パックと言っているが旅費は旅費なのだから、例えば北海道を往復した場合、それをパックで行こうとなんで行こうと個人の自由で旅費は旅費なのだから、その旅費を払わないのか。

総務部長： 旅費の支払いはする。

評議員： パックを使おうと何を使おうと個人の自由ではないか。規程を作るのはなぜか。

評議員： 経費削減ということではないか。パック料金だと普通の片道料金で往復料金を賄える場合もある。

評議員： 飛行機の場合パックだと往復の運賃で宿泊も賄える場合もある。

評議員： 年に何回かのことだと思うが、この規程の対象は職員だけで役員の先生方は関係ないでしょう。

議長： すべてが対象となると思うが。

評議員： 第13条の第2項は何を言っているのか意味が分からない。例えばあるパック旅行で全く関係ないルートを廻って来てたまたまこの会議に出席をした場合を想定しての話か。国立大学の場合、会計検査院で必ず引がかかる。今日この会議に出て、帰りに他の用事に廻って滞在を延ばした場合、帰りの旅費は出さないことになっている。第13条の第2項は何を言っているのか意味が分からない。

事務局長： この旅費規程は職員とか、協会に関係する業務を行った方すべてを対象としたもので、往復の運賃と宿泊込みのパック旅行を利用した場合の支払いの条項が規程に無かったので改正したものだ。第13条の第2項はパック旅行を利用した場合、利用したパックが出張の目的地まで組み立ていない場合がある。例えば東京から福岡をパック旅行で買い、目的地までさらに旅費がかかる場合はそこまでの旅費を支払うということを記載したものである。したがって、懸念しているような業務以外で廻った場合の支払いを対象としたものではない。当協会の業務以外には旅費を支給しないのは国立大学に限らずあたり前であり協会の場合も当然そうになっている。

2. 業務執行状況報告

・機能性表示食品の軽症者データの取扱に関する調査・検討事業の概要

機能性食品部長より本報告についてパワーポイントによる説明があった。

説明の後、事業は始まったばかりだと思うが、途中経過の情報等を教えてほしいとの意見があったが、この度は、消費者庁より本事業が終了するまで公表はしないでほしいとの意向があり途中での報告は出来ないと説明した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時40分、議長は閉会を宣言し、解散した。